

水道施設機械警備業務仕様書

本仕様書は、新潟市水道局（以下「甲」という。）が委託する水道施設機械警備業務の仕様を定めるものであり、受託者（以下「乙」という。）は、本仕様書に基づき業務を遂行するものとする。

1 目的

本業務は、甲が管理する施設の不法侵入を予防し、施設の安全を保護することを目的とする。

2 履行期限

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（長期継続契約）

3 警備対象施設

- ・南山配水場 新潟市中央区旭町通2番町5229番地8
・内野配水場 新潟市西区五十嵐2の町9146番地1
(本業務の管轄浄水場：青山浄水場)

4 業務概要

防犯・火災監視を行うための警備機器（異常感知装置、自動通報装置）および警備員による対応を組み合わせた機械警備システムにより、次の業務を行うこととする。

- ・不審者および不法行為者の早期発見、通報および被害拡大防止のための措置
- ・火災等の施設に係る異常の早期発見、通報および被害拡大防止のための措置
- ・盗難の早期発見、阻止、通報および被害拡大防止のための措置
- ・警備機器類の正常作動確認、監視および点検
- ・その他不測事態の防止および阻止
- ・警備記録等の作成、提出および保管
- ・その他甲による要望事項

5 警備機器

(1) 警備機器の設置

業務に使用する警備機器は、警備対象施設に現在設置しているものと同等性能以上の機器を契約期間の初日から機械警備業務が可能となるよう設置することとし、その工事費用等一切は契約金額に含めるものとする。

なお、警備機器の設置工事に当たっては、甲との協議および旧受託者と引継ぎを行い、警備に空白期間が生じないように実施すること。

(2) 保守点検

警備対象施設に設置した警備機器の性能を維持するため、乙は保守点検を実施すること。

万一警備機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。

（３）警備機器の撤去

契約期間終了後、乙は速やかに警備機器を全て撤去し、原状回復の範囲は甲と協議のうえ決定する。

警備機器の撤去にかかる費用等一切は乙の負担とするため、契約金額に含めるものとする。

６ 警報警備の要領

警備対象施設の火災、盗難および不法侵入を予防し、また安全を保護するため、本仕様書に基づいて対象施設の警備を実施すること。

（１）警備対象時間

警備機器の作動開始時刻から作動解除時刻までとする。ただし、火災信号監視については、24時間とする。

（２）警備方法

乙の警備本部に管理担当員を配置し、警備対象施設の警備機器からの異常を常に監視し、異常事態が発生した場合は、警備員が対象施設に直行するとともに適切な処置が執られること。また、現地で異常事態が確認された場合には、甲および関係機関に連絡して必要な処置が執られること。

７ 費用負担区分

業務実施に必要な費用の負担区分は次のとおりとする。その他管理上特別に必要となるものについては、別途協議する。

（１）甲の費用負担

- ・業務に必要な電気、水道およびガス料金および通信費等
- ・甲の都合による警備機器の移設等に係る費用
- ・その他甲が用意するもの

（２）乙の費用負担

- ・警備機器類
- ・乙の携帯電話通信網、無線通信、電話回線を使用した場合の通信費等
- ・警備機器の設置および撤去に係る費用
- ・事務用品（事務消耗品、用紙、書類作成用パソコン等）
- ・その他業務上必要とするもの

８ 提出書類

乙は、警備対象施設を調査のうえ甲と十分に協議し、次に掲げる書類を作成するとともに書面および電子データで甲に提出すること。

（１）警備計画書

提出時期：本業務開始前および内容変更時

内 容：業務全体の管理体制、業務責任者、警備実施要領、警備責任時間、異常事態発生時の対応、警備記録の作成および提出、鍵の預託、警報装置の保守点検、その他必要な事項を示したもの

（２）緊急連絡先一覧

提出時期：本業務開始前および内容変更時

内 容：緊急時の連絡先、連絡体制を示した一覧表

（３）見取図

提出時期：本業務開始前および内容変更時

内 容：警備機器の種類・設置個所等を示した見取図

（４）警備記録

提出時期：翌月 10 日まで

内 容：警備実施時間、異常警報の有無、出動回数、処置の内容等を記録した報告書

（５）事故発生報告書

提出時期：対応後速やかに

内 容：異常事態発生の日時、出来事、対象者、内容等を記録した報告書

9 その他一般事項

- （１）この契約の目的を達成するため、乙は警備担当員その他の従業員を雇用するにあたって、その全員について身上調査をなし、責任厚く誠実でかつ健康な者をこれにあてるものとする。
- （２）この契約の目的のため甲が乙に貸した甲の鍵は、警備時間中にあっては警備担当員が保管し、その他の場合にあっては、乙の金庫に保管するものとする。
- （３）乙は業務履行後、書面をもって履行の届出をし、10 日以内に検査を受けること。
- （４）検査合格後、速やかに請求書を甲に提出し、甲はこれを確認し、委託料を支払う。

10 図面の配布

希望者にのみ図面の配布を可能とする。

配布先：新潟市水道局 3 階経理課契約係

件名④：水道施設機械警備業務（その４）